

長期脱炭素電源オークションにおける 他市場収益の監視の在り方に関する検討会 とりまとめ

2025年7月31日

長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会

事務局作成資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 検討会の検討概要

2. 他市場収入について（論点①、②）

3. 可変費について（論点③）

4. 監視のフローについて（論点④、⑤）

検討会の検討概要

- 長期脱炭素電源オークションでは、落札事業者は実際その他市場収益の約9割を電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」）へ還付する必要がある。長期脱炭素電源オークションガイドライン（以下、「ガイドライン」）に基づき、電力・ガス取引監視等委員会（以下、「監視等委」）は、他市場収入を不当に安くすることや可変費を不当に高くすることによって、意図的に還付を回避していないかを確認するため、各落札事業者の他市場収益額を監視していく必要がある。
- 検討会では、その監視に必要な考え方について検討・整理する。特に、ガイドライン及び審議会資料において整理されていない事項や、整理されているものの、考え方をより明確にする必要がある事項について検討した。
- ガイドラインでは、他市場収益を他市場収入と可変費の差分として定義している。このため、上記の事項について、他市場収入と可変費それぞれに分けて整理。
- また、ガイドラインに基づき、監視等委は他市場収益の監視結果を広域機関へ報告し、同機関は同結果に基づいて当該落札事業者に対して還付額を請求することとなる。この一連のプロセスに関連する未整理の事項についても検討した。
- なお、他市場収益の監視方法等については、検討会でのとりまとめ後も、制度変更や落札事業者の実務等を踏まえて随時見直しを行う。

1. 検討会の検討概要
2. 他市場収入について（論点①、②）
3. 可変費について（論点③）
4. 監視のフローについて（論点④、⑤）

他市場収入の監視

- 他市場収入としては、市場で販売することによって得られる収入のみならず、相対契約に基づく収入についても考慮する必要がある。特に、相対契約については、ガイドラインに基づき、落札事業者による当該契約締結時に、その契約内容が「無差別規律」か「市場価格規律」のいずれかを満たす必要があるが（P.6参照）、監視等委に寄せられている事業者の問合せ等を踏まえ、次々頁以降の点について、整理・明確化した。

相対契約に係る規律の監視

- 実際の他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、その相対契約自体が、次の①と②のいずれかの規律を満たしているか、契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に監視等委の監視を受ける必要がある。こうした規律が満たされていない場合は、実際の他市場収益の計算は、「スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額」を元に行う。

① 無差別規律：

中長期的な観点を含め、相対契約において発電から得られる利潤を最大化することが本制度に基づく他市場収益の適切な還付につながることを踏まえ、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し内外無差別に電力販売を行い決定された価格となっていること。また、社内・グループ内に小売部門が存在しない場合及び社内・グループ内の小売部門に販売しない場合には、社外・グループ外同士の取引条件を合理的に判断し無差別に電力販売を行い決定された価格となっていること。

② 市場価格規律：

相対契約の価格も市場価格に影響を受け、最終的には市場価格に収斂することを踏まえると、市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であれば、第三者へ販売するのと同等の価格で販売していることが推定されることから、当該水準以上であることを基本として設定した価格となっていること。

。なお、市場価格の水準に比して不当に低くない水準とは、以下のいずれかの価格とする。

- 相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格※1の平均価格※2
- 相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格※3

※1 スポット市場は、小売全面自由化が開始した2016年度以降に限定。高度化法義務達成市場は、同市場ができた2021年度以降に限定。

※2 例えば、ある時点で5年間の供給期間の相対契約を締結した場合には、その時点における過去5年間のスポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額（揚水、蓄電池及びLNG火力の案件は、当該年度のスポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格のみ）。

※3 年度ごとに、年度終了後に、当該年度のスポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額（揚水、蓄電池及びLNG火力の案件は、当該年度のスポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格のみ）で精算することを想定。

(論点①) 市場価格規律の監視における例外への対応

- ガイドライン※¹では、市場価格規律について、相対契約で締結する価格が、市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であることを基本として設定したものであることを求めている (P.6参照)。例外的に、同水準以下の価格を認める必要があるか、検討する必要がある。
(例えば、長期契約の場合は、ボリュームディスカウント等の観点から、市場価格よりも低廉な価格で販売することを考える事業者が存在している。)
- この点について、長期脱炭素電源オークションの原資である容量拠出金は全小売電気事業者によって負担される。他方、当該相対契約を締結した小売電気事業者のみが市場価格よりも低廉な価格で調達可能とすると、著しく公平性を欠く。このため、例えば、市場参加にかかる手数料相当 (0.001円/kWh※²程度) の金額を市場価格の平均価格から割り引いて相対契約の価格を算定するといったケース等、合理性が認められる限定的な範囲で認めることとする ※³。

※¹ 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

※² JEPXの定める非化石価値取引売買手数料を例示。

※³ 市場価格の平均価格よりディスカウントした低い価格で特定の小売電気事業者に販売しようとする場合には、落札事業者に対して、その金額の合理性の説明を求める。仮に合理性が認められない場合には、市場の平均価格で販売すること又は無差別規律に則り公募等により広く販売することが求められる。

無差別規律の監視方針

- 社内・グループ内に小売部門が存在する落札事業者が、当該小売部門を含めて販売する場合は、第89回制度設計専門会合（2023年9月開催）において整理されたとおり、当該契約内容について「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針」（以下、「内外無差別の評価方針」）を基に判断する。

長期脱炭素電源オークションにおける相対契約の規律との関係（案）

- 2023年度から新たに創設されることとなった長期脱炭素電源オークションにおいては、他市場収益の適正な還付を行うという観点から、相対契約に関する一定の規律が課されると整理されている。
- 具体的には、「長期脱炭素電源オークションガイドライン」（2023年7月11日 資源エネルギー庁）において、他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、相対契約が、①「**内外無差別に電力販売を行い決定された価格（内外無差別規律）**」、または、②「市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であることを基本として設定した価格（市場価格規律）」のいずれかの規律を満たしているか、監視等委の監視を受ける必要があるとされている（次頁参照）。
- ここで、上記①の内外無差別規律を満たしているか、という監視に当たっては、相対契約が**長期契約であれば、本日御議論いただく長期卸の評価方針を基に、内外無差別な卸売が担保されていると評価されるかを判断**することとしてはどうか。（相対契約が単年契約であれば、第86回制度設計専門会合でお示した単年卸の評価方針を基に判断することとしてはどうか。）

電力・ガス取引監視等委員会第89回制度設計専門会合
（2023年9月29日）
資料5－1より抜粋

(論点②) 無差別規律の監視方針

- 他方、社内・グループ内に小売部門が存在しない落札事業者、又は、社内・グループ内に小売部門が存在するものの、社外・グループ外の小売のみに販売する落札事業者について、過去の審議会での議論（Appendix P.38参照）を踏まえ、社外・グループ外同士の取引条件の無差別性の評価の考え方について整理する必要がある。
- ガイドライン※1では、発電事業者における利潤最大化が他市場収益の適切な還付につながるとしている。こうした考え方を踏まえつつ、社外・グループ外同士の無差別性の評価に当たっては、社内・グループ内に小売部門が存在するが故に設定された確認項目について除外するといった考えで、内外無差別の評価方針にある確認項目を抽出・修正し、準用することとする（P.10,11参照）※2。
- なお、社外・グループ外同士の無差別性の評価に準用する同評価方針については、各電源の相対契約締結時点で最新の同評価方針を用いる。

※1 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

※2 旧一般電気事業者及びJERA以外の事業者については、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針」に基づく対応が十分ではないと考えられるため、こうした事業者に対しては、丁寧な説明や周知を行う。

現時点での内外無差別の評価基準の準用方針

- ・ 社外・グループ外同士の無差別性の評価における、2025年7月時点の内外無差別の評価方針の準用方針は以下の表のとおり。
- ・ 確認項目のうち20項目は、社内・グループ内に小売部門が存在するが故に設定されたもの。これらは、社外・グループ外同士の無差別性の評価においては適用外となる。残る12項目については、社外・グループ外同士の無差別性の評価の趣旨を踏まえ、文言を微修正し適用する（例：確認項目1については、「内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか」⇒「無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか」）。

確認観点		確認項目		準用方針案
A	交渉スケジュール	1	内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか	修正
		2	内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか	修正
B	卸標準メニュー	3	内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	修正
		4	卸標準メニューの外側で自社小売（グループ内小売）向けに電源を確保していないか	修正
		5	長期卸の契約期間の設定には合理的な理由があるか	適用外
		6	卸売のポートフォリオ（各卸売商品の期間と割合（販売計画及び契約実績））に合理的な理由があるか	適用外
		7	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉し、契約締結されたか（大きな乖離がないか）	修正
		8	容量市場収入の控除の考え方が内外無差別であるか	適用外
C	情報遮断等	9	情報遮断の社内規程及び社内取引の条件を定めた文書が存在するか	適用外
		10	情報遮断の取組を実施しているか	適用外
		11	社内外で卸取引の担当部門が同一か	適用外
D	オプション価値	12	社内外で無差別にオプション価値（通告変更量及び期限）が設定されているか	修正
		13	オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか	適用外

現時点での内外無差別の評価基準の準用方針（続き）

確認観点		確認項目		準用方針案
E	転売禁止	14	卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	修正
F	エリア内限定の供給等	15	卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	修正
G	価格以外の価値基準 （与信評価及び取引実績評価）	16	与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	適用外
		17	与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か	適用外
		18	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	適用外
		19	その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を行っていないか	適用外
H	一律の価格（体系）での販売に 特有の確認項目	20	最低購入単位は合理的か（明らかに自社小売しか買えないような量になっていないか）	適用外
		21	希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的か	適用外
I	入札制に特有の確認項目	22	自社及びグループ内小売が入札に参加しているか	適用外
		23	最低価格は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	適用外
		24	予定供出量は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	適用外
J	ブローカー制に特有の確認項目	25	自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	適用外
		26	売りについて明らかに自社小売しか買えないような大きなボリュームとすることで、自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	適用外
		27	ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、社外小売が不利にならなかったか	適用外
K	相対交渉に特有の確認項目	28	プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較し、評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	修正
		29	どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせずに契約可否を通知したか	修正
L	相対卸契約価格（結果）	30	結果として、自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に比して不当に安くなっているか	修正
M	小売価格への反映	31	標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む）に反映されているか	適用外
N	長期脱炭素電源オークション 特有	32	売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に安く設定されていないか	修正

1. 検討会の検討概要
2. 他市場収入について（論点①、②）
3. 可変費について（論点③）
4. 監視のフローについて（論点④、⑤）

可変費として認めるべき費目例

- 可変費は、一般的には、電源全体※1の発電量に応じて可變的に発生する費用であるが、「制度検討作業部会第十一次中間とりまとめ」（2023年6月）において、「kWhと非化石価値の収入に関する事業税（付加価値割・所得割）については、kWhや非化石価値の販売によって発生する費用であることから、他市場収益の還付の際の『実際の可変費』として計上する合理性があるものと考えられる」としている※2。
 - ※1 既設火力の改修案件の場合は、新たに生じる脱炭素kW。
 - ※2 なお、今後新たに可変費に含まれると考えられる費目が出てきた場合は、上記の考え方に基づき判断する。
- 2023年度オークションの全落札事業者を中心に、可変費の具体的な費目等に関する調査を実施（Appendix P.29参照）。上記の点を踏まえ、可変費として認めるべき費目例は以下の表のとおり。

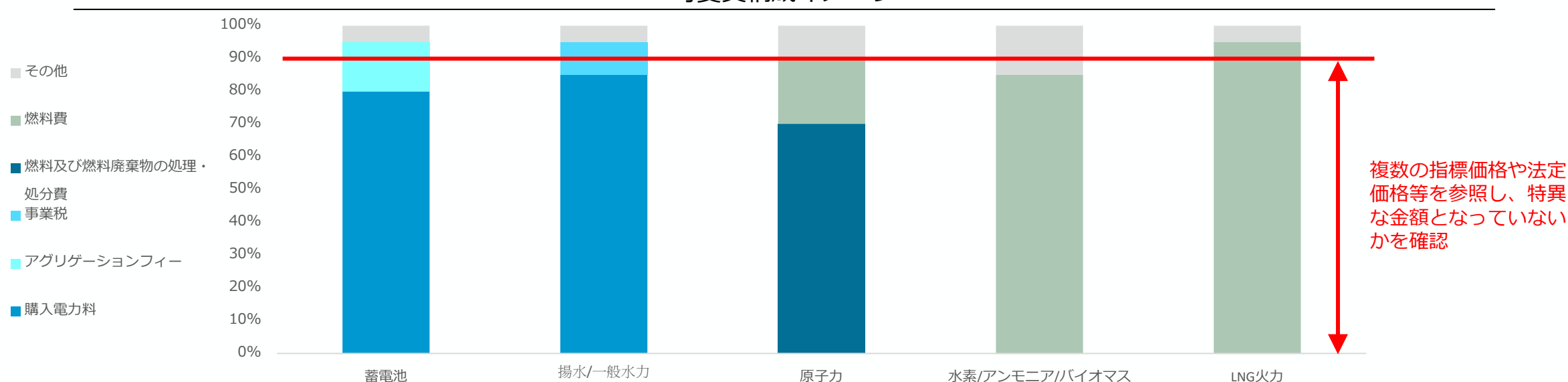
kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費目（例）	kWhや非化石価値の販売によって発生する費用（例）
燃料費※1	ヘッジ差損益※1
購入電力料※1	インバランス損益※1
燃料及び燃料廃棄物の処理・処分費※1	事業税（収入割、所得割※2、付加価値割※2）※1
消耗品費※1	下げ調整電力量料金
発電側課金（kWh課金部分）※1	需給調整市場ペナルティ
アグリゲーションフィー（アグリゲーターに支払う委託報酬）※1	市場取引手数料
LNG委託加工費（従量料金部分）	利益保険料（他市場収益に紐づく利益に対応する部分）

※1 「制度検討作業部会第十一次中間とりまとめ」や監視等委HPにて公表済み。
※2 事業税（所得割、付加価値割）については、「制度検討作業部会第十一次中間とりまとめ」（2023年6月21日）において、「計算ルールに従って計算した金額を、他市場収益の還付の際の『実際の可変費』として計上することを認める」と整理されている。

(論点③) 可変費の金額の監視方針

- 可変費の監視に当たって、効率的かつ効果的に実施していく観点から、事業者調査で得られている情報及びガイドライン※を踏まえ、以下のとおり対応することとする（Appendix P.27参照）。
 - 燃料費に加えて、可変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目について、複数の指標価格や法定価格、他の落札事業者の案件における同じ可変費等を参照し、明らかに高額である等、特異な金額となっていないかを確認する。
 - ①以外の費目については、他の落札事業者の案件における同じ可変費に比して明らかに高額である等、特異な金額となっていないかを確認する。

可変費構成イメージ



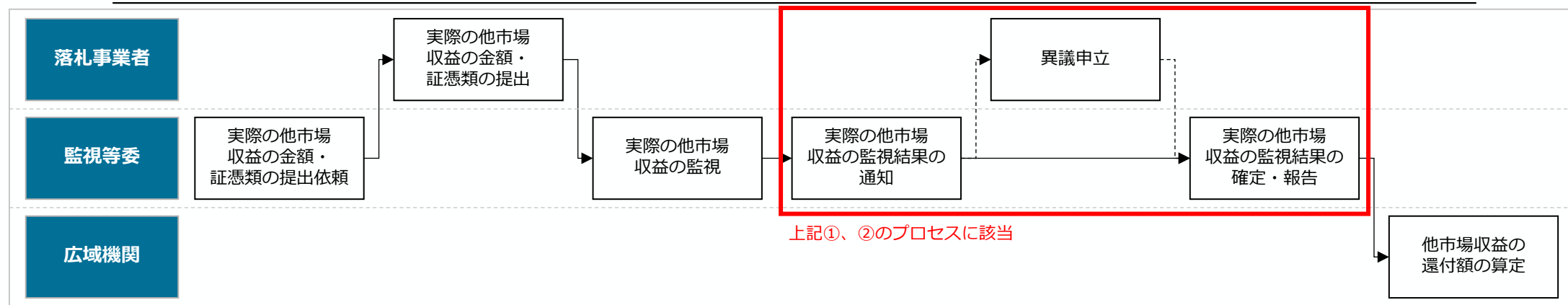
※ 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

1. 検討会の検討概要
2. 他市場収入について（論点①、②）
3. 可変費について（論点③）
4. 監視のフローについて（論点④、⑤）

(論点④) 監視結果の通知に係るフロー

- ガイドライン※¹において、他市場収益の監視結果の通知に係るフローについて、「監視等委は監視後に広域機関に報告し、広域機関はこの報告内容を基に、還付金の支払いを行う。」との記載のみで、詳細に記されていない（Appendix P.26参照）。しかし、他市場収益の監視結果は還付額に直結することから、特に落札事業者からの異議申立のプロセスについて、以下のとおり対応することとする。
- ① 落札事業者から見たプロセスの透明性の確保の観点から、監視後、広域機関に報告する前のタイミングで、監視等委から落札事業者に監視結果を通知する。
- ② さらに、他市場収益の監視結果は還付額に直結することから、他市場収益の監視結果についての異議申立プロセスを設定し、落札事業者に監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定する。

他市場収益の監視に係るフローイメージ※²



※¹ 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

※² 具体的な監視スケジュールについては、実務を踏まえ、広域機関と調整した上で公表。

(論点⑤) 相対契約に係る規律の監視に係るフロー

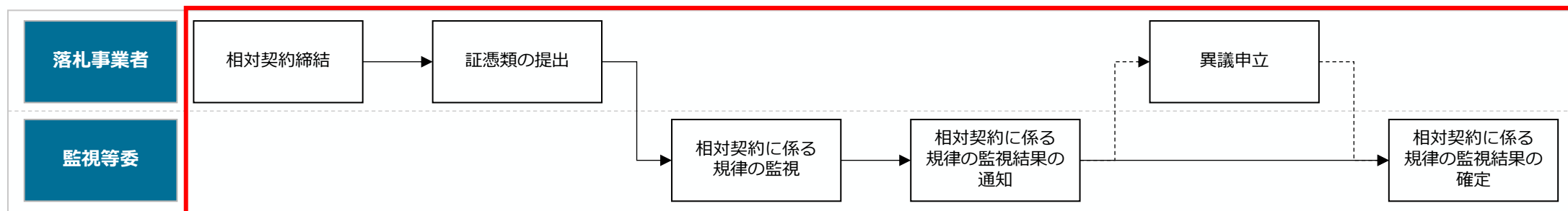
- 相対契約に係る規律の監視については、ガイドライン※において、「実際^①の他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、（中略）相対契約自体が、（中略）規律を満たしているか、契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に監視等委の監視を受ける必要がある。」との記載のみで、詳細は記されていない（P.6参照）。しかし、落札事業者から見たプロセスの透明性の確保の観点から、落札事業者が契約書等の証憑類を監視等委に提出した後に、監視等委は、その内容が規律を満たしているかについて監視し、当該事業者に対してその結果を通知することとする。
- さらに、相対契約に係る規律の監視結果は還付額に直結することから、相対契約に係る規律の監視結果についての異議申立プロセスを設定し、監視等委から落札事業者^②に監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定することとする。

(論点⑤) 相対契約に係る規律の監視に係るフロー

- 加えて、ガイドライン※¹では、前頁の証憑類の提出に関する具体的な指示がない。このため、監視の対象となる事業者に対して、以下のとおり指示することとする。

- ① 落札事業者は、相対契約を締結した場合には、速やかに契約書等の証憑類を監視等委に対して提出する。（広域機関が公表する長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款や募集要綱等にも記載予定）
- ② 仮に、落札事業者が相対契約を締結したにもかかわらず、監視等委に契約書等の証憑類を提出しない場合、ガイドラインに照らし、実際の他市場収益の計算は、「スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額」を元に行う。また、合理的理由なく提出を行わない場合は、容量確保契約の解除につながる可能性もある。

相対契約に係る規律の監視に係るフローイメージ※²



本検討会にて明確化

※¹ 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

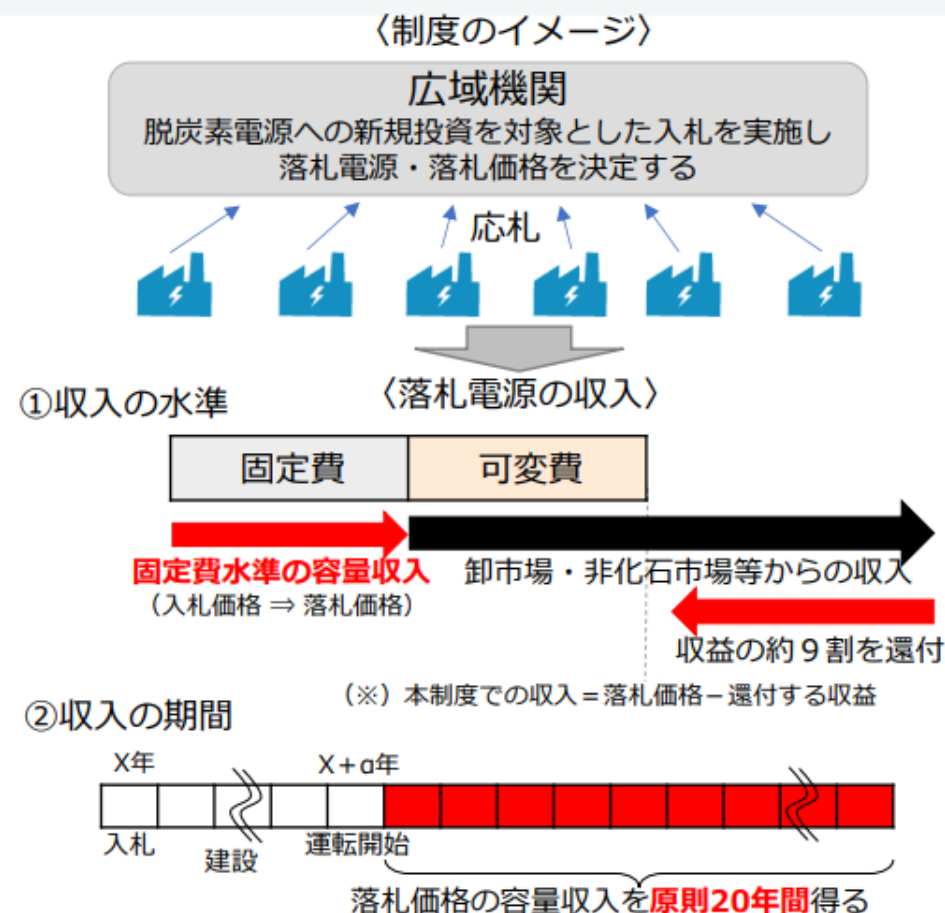
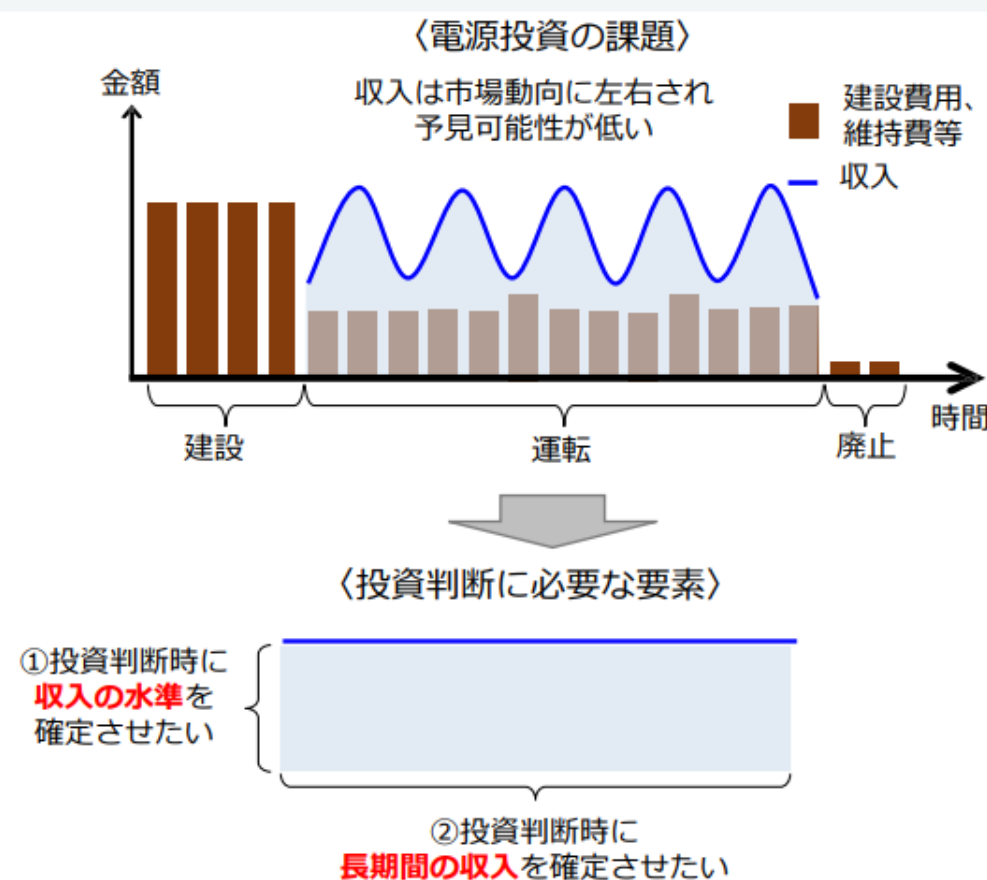
※² 具体的な監視スケジュールについては別途公表。

Appendix

- 
1. 長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の概要等
 2. 市場参加者への調査
 3. 実際その他市場収益の監視
 4. 相対契約に係る規律の監視

(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には固定費水準の容量収入を原則20年間得られることとすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



(参考) 容量市場メインオークションとの主な違い

電力広域的運営推進機関
長期脱炭素電源オークション 制度詳細説明会
(2024年9月20日) 資料より抜粋・加工

- 長期脱炭素電源オークションは新規電源投資を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達することを目的としており、容量市場メインオークションと以下の違いがある。

項目	メインオークション	長期脱炭素電源オークション
制度概要	一定の投資回収の予見性を確保し、将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力を調達する	新規電源投資（リプレイス、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する
参加登録資格	電気供給事業者であり、自らまたは他者が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること	国内法人であり、自らが維持・運用する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること
対象電源	実需給年度（メインオークションの場合、応札の4年後）に供給力を提供できる電源など	脱炭素電源の新設・リプレイス等および改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資。 ただし、2023～2025年度はLNG専焼火力を含む
対象容量	1,000kW以上（期待容量ベース）	電源種別等に応じ 3～10万kW以上 （本オークションに参加可能な設備容量(送電端)ベース）
オークション方式	シングルプライス方式 ※地域間連系線に制約があり、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断して処理をすることがある	マルチプライス方式
供給力の提供期間	単年度	原則20年 （20年より長期の提供期間を希望することも可能）
リクワイアメント 下線：本オークションのみに係るもの	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力提供開始時期・供給力提供開始期限の遵守 、供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応、 脱炭素燃料の混焼率、変動電源の年間設備利用率、脱炭素化ロードマップの遵守
容量提供事業者の収入	容量確保契約金額	容量確保契約金額 - 事後的な還付額※ ※他市場収益の約9割にあたる金額
監視対象	市場支配力を有する事業者の売り惜しみ、価格釣り上げ	応札価格、他市場収益

(参考) 他市場収益の還付についての基本的な考え方

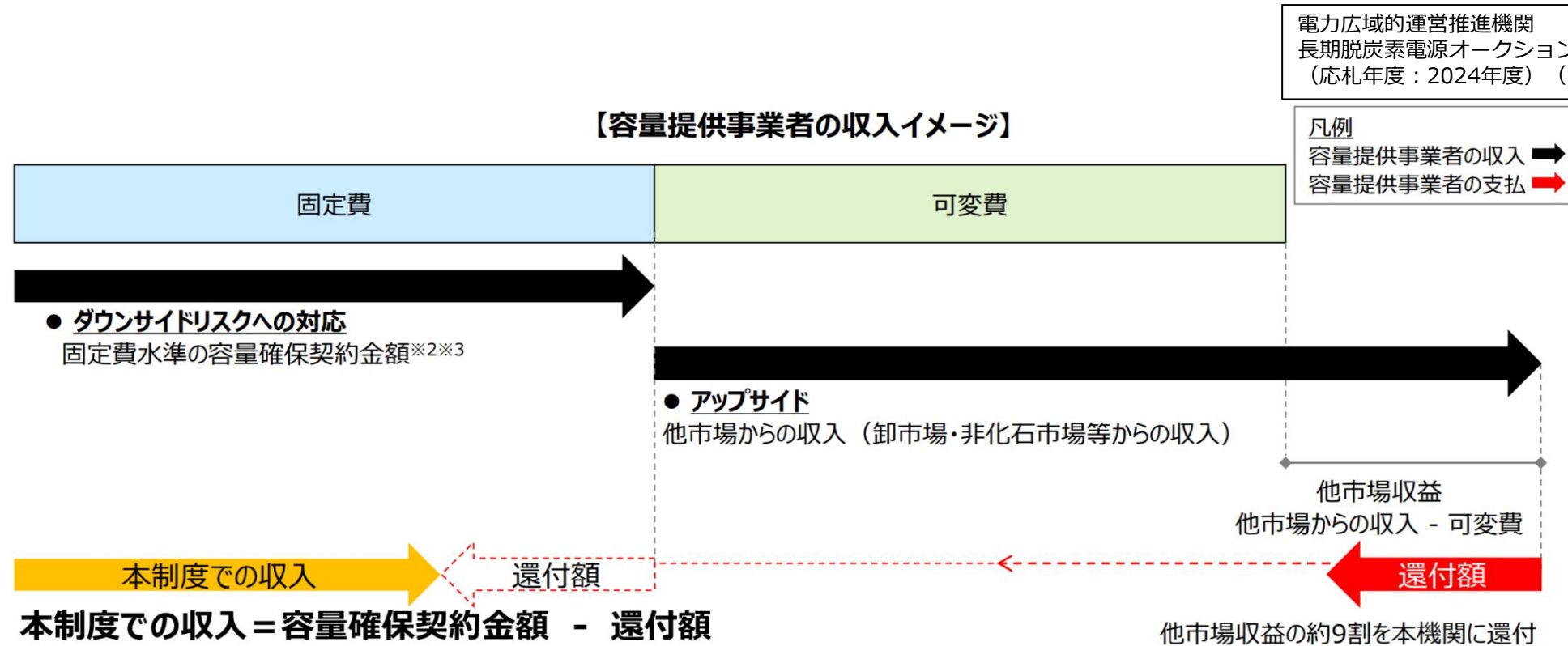
資源エネルギー庁
制度検討作業部会 第八次中間とりまとめ
(2022年10月3日) より抜粋・加工

- 現行の容量市場では、入札を行う事業者自身が、4年後の1年間の市場価格を予想し、他市場収益を見積もることとされている。
- 一方で、長期脱炭素電源オークションは、入札後、電源の建設期間を経て、運転開始後、複数年間の容量支払いを受けることとなるため、こうした将来かつ長期間における市場価格の予想や精度の高い他市場収益の見積もりは、極めて困難である。
- 長期脱炭素電源オークションは新規投資案件のみを対象としており、落札できなければ投資を行わない判断が可能である。このため、仮に、現行の容量市場と同様に事業者自身が他市場収益を見積もる場合、入札を行う事業者は、現行容量市場よりも保守的な入札（他市場収益を低く見積もった入札）を行う可能性が高く、ひいては国民負担の増大につながるおそれがある。
- このため、他市場収益は事業者が見積もるのではなく、制度側で（中略）「他市場収益を全電源種一律に0に設定する」こととした。入札を行う事業者は、固定費ベースでの入札を行うこととなる。
- この場合、運転開始後、実際の他市場収益を事業者の利益とすると、事業者は、収入のダウンサイドリスクの手当がされる一方で、収入のアップサイドは制限なく享受することが可能となり不適切であるため、（中略）稼働インセンティブに配慮しつつ、一定の還付が必要となる。

(参考) 他市場収益の還付についての基本的な考え方

資源エネルギー庁
制度検討作業部会 第八次中間とりまとめ
(2022年10月3日) より抜粋・加工

- 全ての利益を還付させてしまうと稼働インセンティブが低下するため、利益の一定割合 (= 約 9 割) について還付することとし、その残りの利益は事業者が稼働インセンティブとして留保できることとした。



※1：容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付することが求められる

※2：物価変動分の補正等により容量確保契約金額が変動する可能性がある

※3：容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量 - 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

(参考) 他市場収益の還付についての基本的な考え方

- 市場価格が高いときに運転を行ったり、より安い価格で燃料調達を行ったりするような容量提供事業者の合理的・効率的なオペレーションを推進するために、還付割合を3段階に設定。
- 容量収入として事業報酬分が得られることを踏まえ領域(A)は95%、メインオークションに落札した場合よりも本制度での収入が少なくなる領域^{※1}(B)は85%、その間の領域(C)は90%の還付となる。

	インプット情報			インプット情報にもとづく 他市場収益の還付に係る算定方法 (⑦～⑨: インプット情報より導かれる金額 ①～③: 他市場収益の発生ケース)		
	当該事業者との 本オークションに係る 容量確保契約	供給力提供年度 の容量市場 メインオークション	当該事業者の ^{※2} 供給力提供年度の 他市場に係る情報			
還付割合の算定方法	容量確保契約金額			⑦ 実績収入(当該年度の容量確保契約金額) ^{※3}		
	事業報酬 契約容量 ×	メインオークション 価格 (対象電源が 立地するエリアプライス)		⑧ メインオークション価格×契約容量	① 事業報酬	1. ⑧以下として 範囲(A)を決定
				2. ⑦と⑧の差額を 超える部分として 範囲(B)を決定	3. ⑦に対し、⑧と⑨の間として 範囲(C)を決定	
				(B)還付割合 85%	(C)還付割合 90%	(A)還付割合 95%
還付の算定方法			他市場から - 可変費 ケース1		① 他市場収益	① 他市場収益 95%還付 ①×95%
			ケース2		② 他市場収益	90%還付 (②-①)×90% 95%還付 ①×95%
			ケース3		③ 他市場収益	85%還付 (③-(⑦-⑧))×85% 90%還付 (⑦-⑧-⑨)×90% 95%還付 ①×95%

※1: 契約単価からメインオークション価格(契約電源が立地するエリアの約定単価)を引いた値が応札価格に織り込まれる事業報酬より小さく、(A)と(B)が重複する部分は(B)として扱う

※2: 実際の他市場収入の算定方法と算定根拠および実際の可変費の算定方法と算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる

※3: 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量 - 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

他市場収益の監視についての基本的な考え方

- 容量提供事業者は、実際の他市場収益の約9割を広域機関に対して還付するため、年度ごとの実際の他市場収益の金額（実際の他市場収入－実際の可変費）を監視等委に報告し、監視等委は監視後に広域機関に報告し、広域機関はこの報告内容を基に、還付金の支払いを行う。
- この報告内容が適正なものとなっているかを確認するため、監視等委においては、以下の内容を監視することが期待されている。
 - 実需給年度の翌年度：実際の他市場収益（実際の他市場収入、実際の可変費）
 - 契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）：相対契約に係る規律

実際の他市場収益の監視

- 各事業年度終了後に、落札事業者に対して、実際の他市場収入と実際の可変費について、それぞれの算定方法及び算定根拠の説明を求める。
- なお、可変費について、不当に高い可変費を計上することにより、他市場収益を0とすることが考えられる。典型的には、（中略）燃料費を用いた意図的な他市場収益の還付逃れを防止する観点から、（中略）以下のとおり燃料費の価格を監視する。
 - 電力・ガス取引監視等委員会において、燃料費が、過去の当該案件の燃料費、全日本通関CIF価格、燃料市況価格、直近のコスト検証の諸元となっている燃料費又は他の案件の燃料費に比して明らかに高額となっている等、特異な金額となっていないことを確認する。
 - 特異な金額となっている場合には、合理的な理由があると認められる場合を除き、特異な金額を控除した額を、他市場収益の計算に用いる燃料費とする。
- また、燃料費以外の可変費についても、他の案件の同じ可変費に比して明らかに高額となっている等、特異な金額となっている場合には、上記と同様の扱いとする。

- 
1. 長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の概要等
 2. 市場参加者への調査
 3. 実際その他市場収益の監視
 4. 相対契約に係る規律の監視

(参考) 調査概要

- 長期脱炭素電源オークション参加事業者の実務理解のため、2023年度オークションの全落札電源を中心に、実際その他市場収益及び相対契約に係る調査を実施。
- 相対契約に係る質問については、①約6割の事業者が相対取引での販売を実施する想定であり、②残る約4割の事業者が市場での取引を想定している又は未定との回答があった。このうち、①について、（i）無差別規律を適用することを想定していると回答した事業者は約4割、（ii）市場価格規律を適用することを想定していると回答した事業者は約2割、（iii）未定と回答した事業者は約4割であった。
- また、実際その他市場収益に係る質問について、事業者が他市場収入として想定している費目のうち、審議会資料や監視等委HP等で公表されていない費目は回答されなかった。
- 他方、事業者が可変費として想定していると回答した費目のうち、審議会資料や監視等委HP等で公表されていない費目は次頁以降の表のとおり。

(参考) 回答費目についての判断例

#	費目	判断(例) ※1	
		可変費に該当するか	理由
1	容量拠出金を含む電気料金(従量料金部分)	該当する	kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当
2	託送料金(従量料金部分) ※2	該当する	kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当
3	機器消耗(消耗品費等)	該当する	消耗品費(可変費部分)については、kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当
4	核燃料税(価額割)	該当する	発電のために挿入された核燃料の価額に応じて発生する費用であるため、kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当
5	灰処理費	該当する	発電量に応じて発生する費用であると考えられるため、kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当
6	薬品類	該当する	
7	珪砂購入費	該当する	
8	ホイールローダー用軽油	該当する	
9	起動用重油	該当する	
10	中間貯蔵棟から発電所への搬送費	該当する	kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当
11	LNG委託加工費(従量料金部分)	該当する	
12	LNG基地運営費	該当する	
13	燃料荷役費	該当する	
14	燃料設備にかかる可変費	該当する	
15	燃料諸掛	該当する	従量料金部分については発電にかかる燃料使用量に応じて発生する費用であるため、kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当
16	ユーティリティ代金	該当する	
17	上水費	該当する	
18	下水費	該当する	ユーティリティ費の従量料金部分のうち発電することに応じて発生する費用については、kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当
19	市場取引手数料	該当する	
20	下げ調整電力量料金	該当する	
21	需給調整市場ペナルティ	該当する	kWhや非化石価値の販売によって発生する費用に該当
22	利益保険料(他市場収益に紐づく利益に対応する部分)	該当する	

※1 あくまで例示であり、実際の監視においては、実態として発電量に応じて可変的に発生する費用であるかを確認する。
※2 揚水・蓄電池の事業者が、自ら小売BGとして電気を調達してポンプアップ・充電する場合の調達コストとしての託送料金を想定。

(参考) 回答費目についての判断例

電力・ガス取引監視等委員会
第1回長期脱炭素電源オークションにおける
他市場収益の監視の在り方に関する検討会
(2025年5月30日) 資料3より抜粋

#	費目	判断(例)※	
		可変費に該当するか	理由
23	可変費に対する資本コスト(事業報酬)	該当する	kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用に該当。ただし、当該可変費に対する資本コストを合理的に按分する必要がある
24	機器消耗(修繕費)	該当しない	修繕費は応札価格に織り込む固定費であるため、可変費として認められない
25	発電側課金(kW課金部分)	該当しない	発電側課金(kW課金)については、900円/kW/年×送電端設備容量(kW)×制度適用期間(年)を上限として、応札価格に含めることとし、差分を可変費に織り込むことは認められない
26	廃棄物の処理・処分費	該当しない	廃棄費用は、ガイドラインに定められた金額を固定費として応札価格に算入しているため、可変費としては認められない(ただし、発電したことによって生じる燃料及び燃料廃棄物の処理・処分費は可変費に該当する)
27	メンテナンス費用	該当しない	メンテナンス費用は修繕費として応札価格に織り込む固定費であるため、可変費としては認められない
28	追加金利費用	該当しない	金利は事業報酬として応札価格に算入する固定費であるため、発電量に応じて可変的に発生する費用ではなく、追加金利費用も可変費としては認められない
29	作業費	該当しない	人件費は運転維持費として応札価格に算入する固定費であるため、可変費としては認められない
30	コンベヤ清掃費	該当しない	運転維持費に含まれると推察されるため、可変費としては認められない
31	炭素賦課金	今後検討	当該制度自体が未確定のため、確定後検討する必要
32	排出量取引制度(GX-ETS)における発電負担金	今後検討	

※あくまで例示であり、実際の監視においては、実態として発電量に応じて可変的に発生する費用であるかを確認する。

- 
1. 長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の概要等
 2. 市場参加者への調査
 3. 実際^①の他市場収益の監視
 4. 相対契約に係る規律の監視

実際その他市場収益の監視方法

- 監視等委は、各実需給年度終了後に、落札事業者に対して、実際その他市場収入と実際の可変費について、それぞれの算定方法及び算定根拠の説明を求める。
- 落札事業者は、実際その他市場収益の金額※¹及び算定根拠となる証憑を、監視等委に報告・提出する※²。

※¹ 実際その他市場収益 = 実際その他市場収入 - 実際の可変費

※² 実際その他市場収益の金額について、他市場収益の還付額算定フォーマット（別途公表予定）に数値を記入する形での提出を求める想定。

- 監視等委は、落札事業者から提出された実際その他市場収益の金額及び算定根拠となる証憑を確認した上で、実際その他市場収入と実際の可変費が適正なものとなっているかを確認する。

他市場収入の考え方・証憑類例

- 他市場収入は、kWh収入、ΔkW収入及び非化石価値収入であるとされており、審議会資料や監視等委HPでは、下表の費目について他市場収入として認められると整理されている。

※1 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

※2 基本的には、電源全体（既設火力の改修案件の場合は、新たに生じる脱炭素kW）から生じる他市場収入が対象となる。

※3 なお、今後新たに他市場収入に含まれると考えられる費目が出てきた場合は、上記の考え方に基づき判断する。

- 実際^{※4}の他市場収益の監視においては、落札事業者に対して、各費目の算定根拠となる証憑類の提出を求める。

#	カテゴリ	費目	証憑類（例）
1	kWh収入	スポット市場収入	取引ログ、請求書、アグリゲーターからの精算書等
2	kWh収入	時間前市場収入	取引ログ、請求書、アグリゲーターからの精算書等
3	kWh収入・ΔkW収入	需給調整市場収入	取引ログ、契約書、請求書、領収書、アグリゲーターから受領する精算書等
4	kWh収入	相対収入	契約書、請求書、領収書等
5	非化石価値収入	非化石価値取引市場収入	取引ログ、約定通知、請求書、精算書、非化石価値取引システム口座履歴等
6	非化石価値収入	相対収入	契約書、請求書、領収書、譲渡内訳書、非化石価値取引システム口座履歴等
7	その他収入	保険金収入（利益補填型）	契約書、請求書、領収書、保険証書等
8	その他収入	ヘッジ差損益 ^{※4}	取引ログ、契約書、請求書、領収書、クリアリングブローカーが作成するステートメント等
9	その他収入	インバランス損益	契約書、請求書、領収書、支払明細書、アグリゲーターから受領する取引レポート等

※4 間接送電権も含む。

※5 落札電源分の他市場収入の算出方法や提出いただく証憑類については、落札事業者の実務も踏まえ、当該落札事業者とも確認の上検討する。

可変費に係る証憑類例

- 実際その他市場収益の監視においては、落札事業者に対して、可変費の各費目の算定根拠となる証憑類の提出を求める。

#	カテゴリ	費目	証憑類（例）
1	kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用	燃料費	契約書、請求書、領収書等
2		購入電力量	取引ログ、契約書、請求書、領収書、アグリゲーターから受領する取引レポート・精算書等
3		燃料及び燃料廃棄物の処理・処分費	NuRO、NUMOからの拠出金支払の通知、契約書、請求書、領収書等
4		消耗品費	契約書、請求書、領収書、納品書等
5		発電側課金（kWh課金部分）	請求書、領収書、託送供給等約款、系統連系受電サービス料金内訳書等
6		アグリゲーションフィー（アグリゲーターに支払う委託報酬）	契約書、請求書、領収書、相見積書、アグリゲーターから受領する取引レポート等
7		LNG委託加工費（従量料金部分）	契約書、請求書、領収書等
8	kWhや非化石価値の販売によって発生する費用	ヘッジ差損益	取引ログ、契約書、請求書、領収書、クリアリングブローカーが作成するステートメント等
9		インバランス損益	契約書、請求書、領収書、支払明細書、アグリゲーターから受領する取引レポート等
10		事業税（収入割）	計算ルールに則った算出根拠等
11		下げ調整電力量料金	契約書、請求書、領収書等
12		需給調整市場ペナルティ	契約書、請求書、領収書等
13		市場取引手数料	取引ログ、契約書、請求書、領収書、アグリゲーターから受領する取引レポート等
14		利益保険料（他市場収益に紐づく利益に対応する部分）	契約書、請求書、領収書、算出根拠等

※ 落札電源分の可変費の算出方法や提出いただく証憑類については、落札事業者の実務も踏まえ、当該落札事業者とも確認の上検討する。

- 
1. 長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の概要等
 2. 市場参加者への調査
 3. 実際その他市場収益の監視
 4. 相対契約に係る規律の監視

市場価格規律の監視

- 市場価格の水準に比して不当に低くない水準として、「相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格の平均価格」を採用した場合、契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に、落札事業者から提出された契約書等を基に、当該相対契約の価格が、同水準以上であることを基本として設定した価格であるかを確認する。
- その際、落札事業者が相対契約の価格を設定する際に参照した、同水準価格の算定方法の妥当性についても確認する。
- 他方、市場価格の水準に比して不当に低くない水準として、「相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格」を採用した場合、契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に、落札事業者から提出された契約書等を基に、当該相対契約の価格に係る契約形態が、同水準以上であることを基本として設定された価格になる契約形態※¹であるかを確認する。
- この場合、契約締結時には市場価格規律を満たしていたとしても、実際の精算において契約通りに相対契約の金額が決定されておらず、実際には市場価格規律を満たしていないという事象が起こることが懸念される。そのため、実需給年度の翌年度において、落札事業者が実際の他市場収入として報告した相対収入の金額が、契約どおり決定されているかを確認する。

※1 例えば、ガイドラインで例示されているとおり、「年度ごとに、年度終了後に、当該年度のスポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額（揚水、蓄電池及びLNG火力の案件は、当該年度のスポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格のみ）で精算する」といった契約形態を想定。

※2 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

(参考) 無差別規律に係る過去の審議会での議論

- ガイドライン策定当初、現在の無差別規律は「内外無差別規律」として設定され、社内・グループ内の小売部門の存在を前提とした規律であった。
- ただし、仮に、無差別規律について「内外無差別に電力販売を行い決定された価格」のみとすると、社外・グループ外の小売にしか販売しない落札事業者は、必ず市場価格規律を採用しなければならないことになる。社内・グループ内の小売部門に販売する落札事業者には無差別規律と市場価格規律の二択が与えられるものの、そうでない事業者は市場価格規律しか選択肢がなく、公平とは言えない。
- そうした観点から、第90回制度検討作業部会（2024年3月開催）では、社外・グループ外の小売のみに販売する落札事業者にも同等の選択肢が与えられるように、内外無差別に販売し決定した価格だけでなく、社外・グループ外同士で無差別に販売し決定した価格も認めるようにすべきといった議論がなされた。

＜その他＞ 論点② 相対契約の規律

- 本制度では、実際の他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、①内外無差別規律と②市場価格規律のいずれかの規律を満たす必要がある。
- このうち「①内外無差別規律」は、社内・グループ内の存在を前提とした概念であるため、社内・グループ内に小売部門を持たない場合、又は、社内・グループ内の小売部門を卸売の対象としない場合には、この「①内外無差別規律」を採用することができず、「②市場価格規律」しか採用することができなくなってしまうが、これは不適切である。
- したがって、「①内外無差別規律」を「①無差別規律」に改め、社内・グループ内の存在の如何に関わらず、社外・グループ外のみが交渉相手となる場合も含めて、無差別に電力販売を行い決定された価格となっていること、とした規律に改めることとしてはどうか。

長期脱炭素電源オークションガイドライン

4. 監視

(5) 実際の他市場収益の監視方法

実際の他市場収入（kWh 収入、非化石価値収入）を相対契約によって得ようとする場合は、意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、その相対契約自体が、次の①と②のいずれかの規律を満たしているか、契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に監視等委の監視を受ける必要がある。

こうした規律が満たされていない場合は、実際の他市場収益の計算は、「スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額」を元に行う。

① 内外無差別規律

中長期的な観点を含め、相対契約において発電から得られる利潤を最大化することが本制度に基づく他市場収益の適切な還付につながることを踏まえ、社内・グループ内外の取引条件を合理的に判断し内外無差別に電力販売を行い決定された価格となっていること。

② 市場価格規律

相対契約の価格も市場価格に影響を受け、最終的には市場価格に収束することを踏まえると、市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であれば、第三者へ販売するのと同等の価格で販売していることが推定されるといえることから、当該水準以上であることを基本として設定した価格となっていること。

なお、市場価格の水準に比して不当に低くない水準とは、以下のいずれかの価格とする。

- ・相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格の平均価格
- ・相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格